

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社フジ・メディア・ホールディングス			コード	4676
提出日	2026/9/18	異動（予定）日	2026/9/18		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である稲田 雅彦氏が、2026年9月18日に辞任したため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	菅野 嘉則	社外取締役	○													○		有
2	齊藤 三希子	社外取締役	○													○		有
3	森山 進	社外取締役	○													○		有
4	花田 さおり	社外取締役	○													○		有
5	石戸 奈々子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		・菅野嘉則氏は、映像制作の現場からアカデミアに至るまでのメディア産業に関する極めて高い専門性と、当社のデジタル戦略やコンテンツ制作体制の高度化に不可欠である現代のエンターテインメント領域における深い洞察を有しております。その豊富な知見・経験等を当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任しました。 ・また、同氏は当社の独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
2		・齊藤三希子氏は、企業文化の変革やコーポレートアイデンティティの確立に長年携わり、企業の「志」を軸とした経営手法に関する深い知見を有するとともに、他社の社外取締役としての豊富な経験も兼ね備えております。多様なステークホルダーの視点を踏まえた経営への助言を期待するとともに、その豊富な知見・経験等を当社の経営にいかしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任しました。 ・また、同氏は当社の独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
3		・森山進氏は、グローバル領域に係る業界知見に加え、企業経営・経営戦略、人権・サステナビリティ、法務・コンプライアンス、財務・会計における豊富な知見を有しております。その豊富な知見・経験等をいかしていただき、中立的かつ客観的な視点から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しました。 ・また、同氏は当社の独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
4		・花田さおり氏は、グローバル領域に係る業界知見に加え、企業経営・経営戦略、人権・サステナビリティ、法務・コンプライアンスにおける豊富な知見を有しております。その豊富な知見・経験等をいかしていただき、中立的かつ客観的な視点から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しました。 ・また、同氏は当社の独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
5		・石戸奈々子氏は、IP・コンテンツ領域、メディア領域に係る業界知見に加え、デジタル・AI領域、人権・サステナビリティ、人事・人材開発における豊富な知見を有しております。その豊富な知見・経験等をいかしていただき、中立的かつ客観的な視点から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しました。 ・また、同氏は当社の独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社グループ、主要株主、大口取引先または寄付先の関係者であるかどうか、弁護士・会計士等の専門的サービスの提供者ではないか等を勘案し、社外役員の独立性を判断しています。加えて、事業会社、機関投資家等を問わず、当社の大株主の業務執行者は、独立社外取締役として起用しない方針としています。 公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行者の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。